

買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書

農林水産省農産局長 殿

令和 7 年 2 月 14 日に公表された政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札への参加を希望しますので、以下のとおり申し込みます。

政府備蓄米の売渡し申込にあたり、下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異義は一切申し立てません。

記

- 1 米穀の流通に関する法令^{*1}を遵守し、買い受ける米穀を適正に主食の用途として使用すること。
- 2 政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀について、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しに係る契約を締結すること。
- 3 2 の政府に対する売渡しを行う契約を締結しない場合は、買い受ける米穀に係る契約金額の 100 分の 130 の違約金を支払うこと。
- 4 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保していること。
- 5 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）第 3 の 8 に規定する別紙 1 により受託事業者との間で締結した「政府所有米穀の売買契約における約定事項」を遵守し、当該約定事項の定めを遵守していないと認められる場合は、農産局長の指導を受け、それに従うこと。
- 6 要領第 5 の 1 の販売計画を提出し、当該販売計画に沿って販売するとともに、買い受けた当該米穀の販売実績等について要領第 5 の 2 により報告すること。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電 話 番 号

¹ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）及び飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。